

第4期岡山県障害福祉計画の骨格について（案）

1 計画策定の理由

- ・「岡山県障害福祉計画」は障害者総合支援法に基づき、都道府県に策定が義務付けられているもの

2 計画策定の方向

(1) 第3期計画の実績の検証等

- ・平成24年2月に策定した現計画の「第3期岡山県障害福祉計画」の実績及び問題点を検証するとともに、これまでに実施したアンケート調査や関係団体からのヒアリング等を踏まえて計画を策定する。

(2) 障害者計画との関係

- ・障害者基本法に基づく障害者計画（現計画は第2期）は、本計画の基本計画となるものであり、本計画は同計画の生活支援分野の実施計画として位置付ける。

(3) 成果目標等について

- ・国の指針で示された成果目標等の考え方を基本に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、障害のある人の地域移行や就労支援に関する成果目標、障害福祉サービスの利用見込量等について、目標等の設定を行う。

3 計画の概要

(1) 計画の期間

- ・平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする。

(2) 計画の基本理念と重点的な視点

- ・第2期岡山県障害者計画に掲げる「自立の支援」・「主体的な選択の尊重」・「地域で共生する社会の実現」を基本的な考え方として、障害のある人が、地域の中の一員として安心して快適に、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、働くことへのサポートや所得向上、必要な障害福祉サービス等の基盤整備を計画的に推進することとする。
- ・また、「地域生活移行の促進」、「自立支援（就労移行促進・所得向上）」、「サービス量の充足」、「人材の養成・確保と資質の向上」、「協働型福祉の推進」の5つの視点に重点を置く。

(3) 計画の構成

全体の構成を次のとおりとする。

①障害福祉計画の基本理念

- ・福祉計画の趣旨、基本理念、目的、特色など

②障害のある人の状況

- ・障害者数の推移、年齢別の状況

③区域の設定

- ・現在の障害保健福祉圏域（3圏域）及び2つのサブ圏域（合計5圏域）を基本とし、入所系サービスについては、全県域を区域とする。

④第3期岡山県障害福祉計画の実績について

- ・数値目標の達成状況
- ・その他の目標（工賃の向上、法定雇用率の達成の推進、特別支援学校高等部卒業者の就職率の向上）
- ・岡山県地域生活支援事業の実施状況

⑤成果目標の設定

- ・地域生活移行及び地域生活支援拠点整備、就労移行等に係る成果目標
- ・その他の目標（発達障害のある人の支援、重症心身障害児者のレスパイトサービスの整備等）

⑥障害福祉サービスの必要な見込量とその確保の方策

- ・必要なサービスの見込量と確保の方策等
- ・指定障害者支援施設の必要入所定員数
- ・圏域ごとの障害福祉サービスの見通し及び基盤整備の方策

⑦岡山県地域生活支援事業の実施

- ・実施する事業の内容
- ・各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- ・各事業の見込量の確保のための方策

⑧人材の養成・確保と資質の向上

- ・人材の研修
- ・第三者の評価
- ・虐待の防止

⑨障害児支援（利用児童数、量の見込み）

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- ・医療型児童発達支援
- ・福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援
- ・障害児相談支援

⑩計画目標等における実績把握・分析評価

- ・成果目標、活動指標について、毎年度、分析・評価を行う旨